

YCC代々木八幡コミュニティセンター  
コンテンツ企画運営事業委託プロポーザル募集要項

令和8年2月  
株式会社 渋谷サービス公社

YCC代々木八幡コミュニティセンター  
コンテンツ企画運営事業委託プロポーザルに係る応募説明

1 事業名

YCC代々木八幡コミュニティセンター コンテンツ企画及び運営

2 事業の目的

渋谷区基本構想に則った事業を実施する。

子どもから若者、子育てファミリー、高齢者など多様な世代に対して渋谷区らしいコンテンツを企画し、区民のウェルビーイング向上や新たな人のつながりを創出し、地域コミュニティを育む区民施設の先進事例としての運営を実現する。

3 事業概要

(1) 履行場所

YCC代々木八幡コミュニティセンター（代々木八幡区民施設）

渋谷区代々木5—1—15：以下「本施設」という。

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(3) 募集事業の内容

- 事業の目的を達成するため渋谷区の基本構想に則ったコンテンツを企画、立案、実施までを計画する。
- コンテンツの実施に際しては、その内容について株式会社渋谷サービス公社（以下「委託者」という。）の承認を受けるものとする。
- コンテンツを実施する際は、本施設全体の運営者である委託者と調整し、コンテンツ事業者の責任において実施までのすべての業務を履行する。
- 履行期間において最低8回のイベントを実施する。
- 最大利用日数は25日とし、連続使用日数の上限は原則7日とする。
- 本施設利用に関しての利用料は、施設の運営規約に則り、支払うものとする。

4 業務の委託条件等

(1) 契約方法

委託者からの運営業務委託契約

(2) 業務の委託金額

858万円（消費税抜）を上限とする。

(3) 利用制限等

渋谷区区民施設に関する条例に則った利用を行うものとする。

(4) 賠償責任等

- ① 事業者の故意又は過失により、本施設に損害が生じた場合は、事業者が賠償する。事業者の故意又は過失により、第三者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合又は第三者との間に紛争が生じた場合、事業者は自己の責任と負担において全てを処理する。
- ② 渋谷区及び委託者は、その責めによらない火災、盗難等その他諸設備の故障による事業者の損害又は本施設の利用を不可能にするような非常事態の発生による事業者等の損害については、責任を負わない。

(5) その他

- ① 本施設は渋谷区選挙管理委員会などにより公の目的で利用される際は、イベント等の実施はされないものとする。
- ② 事業者は、イベント実施日の決定にあたり、地域住民が優先して利用する催事を委託者に確認し、スケジュール調整を行うものとする。
- ③ 次年度以降の契約継続の検討のため、次年度の事業計画を前年度の1月末までに提出すること。
- ④ 年度末に収支報告書を提出すること。
- ⑤ 当年度の業務履行状況が良好である場合、2回に限り、特命随意契約により契約を締結することができる。ただし、「契約を更新しない事由」のいずれかに該当する場合を除く。

●業務履行状況が良好な場合の契約方法

- 令和7年度・・・公募型プロポーザル  
令和8年度・・・特命随意契約（1回目）  
令和9年度・・・特命随意契約（2回目）  
令和10年度・・・特命随意契約（3回目）、  
公募型プロポーザル

●契約を更新しない事由

- (ア) 業務履行状況が良好と評価されなかつた場合
- (イ) 経営状況の悪化の場合
- (ウ) 社会的信用の失墜行為があつた場合
- (エ) 本事業の内容に大幅な変更が生じ、適切な契約金額の算出等のため、改めて選定を実施する場合

（才） 5に記載の応募資格を有しなくなった場合

- ⑥ 本件に係る契約は、令和8年度の当該事業の予算が渋谷区で議決され、配当されることを条件として締結するものとし、契約の手続きは渋谷区契約事務規則の規定による。この手続きが完了するまでは、提案を公募したことにとどまり、発注者との間にいかなる効力も発生せず、契約関係が生じるものではない。
- ⑦ その他詳細な契約内容については、事業者決定後、別途協議する。

## 5 応募資格

次のいずれかに該当する場合は応募できない。

### （1）次の申立てがなされているもの

- ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立て

### （2）次のいずれかに該当するもの

- ① 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるもの
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの
- ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

## 6 応募者への配布資料

### （1）募集要項

- (2) 本施設図面
- (3) 本施設条例

## 7 質問の受付と回答

### (1) 質問の受付

応募に関して質問のある場合は、所定の書式【様式1：1枚】によるメールで照会すること（メールの送信未達を防ぐため質疑送付後、電話（03-3466-3239）にて連絡すること）。期限を過ぎたものは受け付けないこととする。質問は5問までとする。

質問受付期間 : 2月13日（金）～2月18日（水）午後5時まで

質問先 : YCC代々木八幡コミュニティセンター

メールアドレス : yoyogihachiman@ss-kousya.com

### (2) 質問の回答

2月26日（木）を目途に、すべての質問に対する回答を応募者全員にメールで送信し、回答の際は質問をした団体名は公表しない。この回答は本要項と同様の効力を有する。なお、質疑内容（内容が不明確なもの）によっては回答しないことがある。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出期間

2月27日（金）～3月4日（水）午後5時

### (2) 提出方法

メールで提出してください。（メールの送信未達を防ぐため質疑送付後、電話（03-3466-3239）にて連絡すること）。期限を過ぎたものは受け付けないこととする。

### (3) 提出先

YCC代々木八幡コミュニティセンター

メールアドレス : yoyogihachiman@ss-kousya.com

### (4) 提出データ

以下のデータをメールにて提出とする。

① 代表者名を記載し代表者印を押印した鏡文【様式2：1枚】

② 企画提案書【書式はA4横】

(ア) 業務を行うにあたっての基本方針（抱負）【様式自由：2枚以内】

(イ) 事業実施計画【書式自由：5枚以内】

以下に挙げた点を踏まえて魅力のある事業の提案

- ・ YCCの特性を活かしたイベント
- ・ 世代を超えた新しい利用者促進可能なイベント
- ・ 区民のウェルビーイング向上につながるイベント
- ・ 渋谷区が実施している事業との連携を強化したイベント
- ・ 地域の方が参加可能なワークショップ等のイベント
- ・ イベント終了後もYCCの利用につながるイベント
- ・ 上記以外で実施してみたいイベント等の提案

※令和8年度に関しては、イベント実施開始は7月以降とする。

(ウ) イベント実施体制と連絡体制(緊急時含む)【様式自由：1枚】

(エ) 情報発信や情報提供に関する考え方【様式自由：1枚】

(オ) 個人情報保護に関する考え方と取り扱い【様式自由：1枚】

③ 過去3年間に本業務と同様・類似案件の受注実績がある場合はその実績【様式自由】

④ 見積書（詳細な見積書）【様式自由】

⑤ 過去3年間の貸借対照表及び損益計算書

⑥ 会社概要【様式3】

#### (5) 留意事項

- ① 応募は、1社につき1件とする。
- ② 応募された企画提案書等の著作権は応募者に帰属するが、提出されたデータは返却しないものとする。
- ③ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。
- ④ 応募に必要な費用は、応募者の負担とする。
- ⑤ 企画提案書の提出後の内容変更は提出締切日まで受け付ける。
- ⑥ 委託者が必要とする書類の提出を求めることやヒヤリングを実施する場合がある。

### 9 審査方法

#### (1) 審査方法

提出された企画提案について、提案の内容、その実現性や斬新性、渋谷区基本構想との整合性、法人の財務状況等を総合的に評価し、最も評価の高いものを実施事業者に選定する。

#### (2) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対し、3月18日（水）までに

メールにて通知する。

10 現地確認

現地建物の確認を希望する場合は、事前に委託者まで連絡をすること。

11 今後のスケジュール予定

募集要項配布期間	令和8年2月4日（水）～ 2月12日（木）午後5時まで
質問受付期間	2月13日（金）～2月18日（水） 午後5時まで
質疑回答	2月26日（木）
企画提案書提出期間	2月27日（金）～3月4日（水） 午後5時まで
実施事業者の決定および通知	3月18日（水）までに
業務委託契約締結	3月31日（火）

## 1.2 施設利用料金表

### 施設使用料

	午前	午後 1	午後 2	夜間
	9:00～12:30	13:00～15:00	15:30～17:30	18:00～22:00
ホール(舞台付) 172 m <sup>2</sup> 、177名	5,400円	3,700円	3,700円	9,400円
スタジオ1 66 m <sup>2</sup> ・50名	2,800円	1,600円	1,600円	3,200円
スタジオ2 72 m <sup>2</sup> ・50名	3,100円	1,800円	1,800円	3,600円
スタジオ3 46 m <sup>2</sup> ・30名	1,900円	1,100円	1,100円	2,200円
スタジオ4 74 m <sup>2</sup> ・50名	3,300円	1,800円	1,800円	3,700円
スタジオ5 72 m <sup>2</sup> ・50名	3,100円	1,800円	1,800円	3,600円
和室1 17畳・21名	1,200円	600円	600円	1,300円
和室2 17畳・21名	1,200円	600円	600円	1,300円
プレイルーム 35 m <sup>2</sup> ・15名	1,500円	800円	800円	1,700円
プロジェクター	500円	500円	500円	500円
ピアノ(アップライト)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

※2,000円以上の参加料等を徴収する場合は、施設使用料が1.5倍

※物品販売を行う場合は、施設使用料が2.0倍

※スタジオ1-2　スタジオ4-5　和室1-2については、2部屋同時使用可能  
(音響・プロジェクターを使用する場合は、2部屋同時使用とする)

※ピアノやその他楽器を使用する場合は、ホールのみ

### 1 3 問い合わせ先

委託者：(株) 渋谷サービス公社  
YCC代々木八幡コミニティセンター

(担当) 棚橋・大木

電話 03-3466-3239

FAX 03-3466-1061

メールアドレス yoyogihachiman@ss-kousya.com

以上